

やまなし環境教育等推進行動計画



平成25年3月

山梨県

目 次

第1章 行動計画の策定に当たって	1
1 行動計画策定の背景.....	1
(1) 国の環境教育をめぐる動き.....	2
(2) 山梨県の環境教育をめぐる動き.....	3
2 行動計画の趣旨及び位置づけ.....	4
第2章 環境教育に関する基本的な考え方	5
1 環境教育の取り組みの目的.....	5
2 環境保全のために求められる人間像.....	5
3 環境教育が育むべき能力.....	5
4 環境教育の内容として重視する点.....	6
(1) 人と環境との関わり、環境に関連する人間の生活や活動の在り方の両方を学ぶこと.....	6
(2) 環境に関わる問題を公平な態度で客観的かつ多角的にとらえること.....	6
(3) 豊かな環境を大切に思う心やいのちを大切にする豊かな感性を育むこと.....	7
(4) ライフステージに応じた環境教育に取り組むこと.....	7
(5) ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること.....	7
(6) 環境教育の内容に地域の特色をいかすこと、地域を教材とし、より実践的に実感をもつて学ぶこと.....	7
5 環境教育の手法.....	8
(1) プロセスを意識した取り組み.....	8
(2) 体験や遊びの重視.....	8
(3) 自発的な意思の尊重.....	8
(4) 効果的な環境教育のプログラムの活用.....	8
6 各主体の役割と協働取組.....	9
(1) 県民の役割.....	9
(2) 家庭の役割.....	9
(3) 学校等の役割.....	9
(4) 事業者の役割.....	10
(5) 民間団体等の役割.....	10
(6) 行政の役割.....	10
(7) 主体相互の連携と協働取組の方向.....	11
第3章 様々な場における環境教育と実践例	12
1 家庭における環境教育.....	12
(1) 環境教育の取り組みの方向.....	12
(2) 環境教育の実践例.....	12
2 学校等における環境教育.....	16
(1) 環境教育の取り組みの方向.....	16
(2) 年齢・発達段階に応じた取り組み.....	17
(3) 環境教育の実践例.....	19
3 職場における環境教育.....	24

(1) 環境教育の取り組みの方向.....	24
(2) 環境教育の実践例.....	24
4 地域社会における環境教育.....	27
(1) 環境教育の取り組みの方向.....	27
(2) 環境教育の実践例.....	28
第4章 環境教育を推進するための県の施策.....	30
1 人材の育成・活用.....	30
2 情報の提供.....	30
3 環境学習の機会の提供.....	30
4 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進.....	31
5 本県の特徴をいかした環境教育の推進.....	32
6 協働取組の推進.....	33
第5章 環境教育の推進に向けた各主体との連携、協働と行動計画の見直し... 34	34
1 各主体との連携、協力.....	34
(1) 県と県民、民間団体、事業者等との連携、協働.....	34
(2) 市町村との連携、協力.....	34
2 行動計画の見直し.....	34
資 料.....	35
1 県が実施している主な環境教育関連事業（平成24年度）.....	35
(1) 人材の育成・活用.....	35
(2) 情報の提供.....	36
(3) 環境学習の機会の提供.....	37
(4) 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進.....	41
(5) 本県の特徴をいかした環境教育の推進.....	42
(ア) 豊かな自然環境をいかした森林環境教育の推進.....	42
(イ) 長い日照時間や豊富な水資源をいかしたクリーンエネルギーに関する環境教育の推進..	43
(6) 協働取組の推進.....	43
(7) その他.....	44
2 県の主な環境教育関連施設.....	45
3 用語解説.....	49
4 計画の策定体制・経過.....	55
(1) 山梨県環境教育等推進協議会.....	55
(2) やまなし環境教育等推進行動計画庁内検討会.....	55
(3) 策定の経過.....	55

第1章 行動計画の策定に当たって

1 行動計画策定の背景

私たち人間は、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。しかしながら、人間が化石燃料をはじめとした地球上の様々なものや資源を利用して、物質的豊かさや生活の利便性を追い求めている一方で、地球温暖化などの問題が深刻化している他、多くの生物が絶滅し生命の存続の基盤となる生物多様性が失われています。さらに従来の大量生産、大量消費、大量廃棄による経済社会活動は、廃棄物の増加を招き、健全な物質循環を阻害しています。

こうした環境問題は地球規模で発生しており、世界中の国々の経済活動が密接に絡み合っている現在、私たちの日々の生活や事業活動に起因する環境への負荷が、自分たちばかりでなく他の国や地域の人々の生活にも影響を及ぼすという状況になっています。私たちは、一人ひとりが「地球市民」として世界に思いをはせながら、ライフスタイルや事業活動の在り方を再考していかなくてはなりません。

また、国内に目を向けると、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故を受けて、人々の間に大きな価値観や意識の変化が生じています。被災地のみならず、我が国全体において、人と人とのつながり、地域とのつながりやボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになりました。

本県の近年の動きとしては、平成23（2011）年3月11日、県民の貴重な財産である恩賜林が御下賜されてから100周年を迎えました。これまで恩賜林の果たしてきた役割や歴史を再認識するとともに、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐための契機となるよう、平成22～23年度、「恩賜林御下賜100周年記念事業」を実施しました。一方、社会情勢の変化に伴い民有林の中には整備が行き届かず、荒廃が進んでいる森林があることから、県土の約8割を占める森林を保全し、公益的機能が発揮される森づくりを進めるため、平成24（2012）年4月から「森林環境税」を導入しました。さらに、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保により健全な水循環を維持するため、平成24（2012）年12月には「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定しています。

また、同じく平成24（2012）年には、クリーンエネルギーの導入と省エネルギー対策を両輪とするエネルギーの地産地消を県政の中長期的な目標に掲げることにしました。おおむね2050年頃までに、県内で必要な電力を100%県内で賄うことを目指すものであり、県民、事業者、行政等が一丸となって取り組んでいくことが求められています。

このほか、本県では、静岡県、国関係機関及び関係市町村等と連携しながら、富士山の世界文化遺産登録を推進しており、多くの国民が「富士山」の登録実現を支持していることを世界にアピールしていく「国民運動」を展開し、平成25年度の登録に向けて大きく機運が盛り上がっているところです。

こうした県内外の幅広く多岐にわたる諸情勢を踏まえると、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来にわたって良好な生活を享受できる社会、すなわち持続可能な社会を築いていくには、環境について正しく理解した上で本県の豊かな自然の恵みを再認識し、自ら考え、解決する能力を身に付け、進ん

で環境問題に取り組む人を育てていくことが必要です。そのためにも環境教育の果たす役割はますます重要になってきています。

(1) 国の環境教育をめぐる動き

国における環境教育は、従来自然や公害に関する教育を中心に進められてきましたが、昭和63(1988)年、環境庁の「環境教育懇談会」において、環境教育の理念や基本方針を盛り込んだ「環境教育懇談会報告」が取りまとめられて以来、環境教育へのさらなる取り組みの必要性が各方面から指摘されるようになりました。

平成5(1993)年には環境基本法が制定され、環境教育の振興が主要な施策の一つとして位置づけられ、これに基づき平成6(1994)年に閣議決定された環境基本計画では、持続可能な社会の実現に向けた重要な政策の一つとして環境教育が位置づけられました。

また、平成11(1999)年には、中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習―持続可能な社会をめざして―」において、持続可能な社会づくりに向けた環境教育の具体的な施策が示されました。

さらに、平成15(2003)年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(環境教育推進法)が制定され、翌平成16(2004)年、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

平成18(2006)年には、「わが国における『国連持続可能な開発のための教育(E S D)の10年』実施計画」が関係府省連絡会議において策定されました。国は、この計画に基づき、開発教育、福祉教育、多様な文化や歴史についての教育、平和教育、人権教育等幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を進め、あらゆる人々が、質の高い教育の恩恵を享受し、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識しながら持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することを目指しています。

平成23(2011)年には、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、自然との共生の哲学をいかした人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」(以下、「環境教育等促進法」といいます。)が制定されました。翌平成24(2012)年には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」も改正され、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」といいます。)として閣議決定されています。

学校教育においては、平成元(1989)年の学習指導要領改訂で各教科において環境に関わる内容が重視されるようになり、「環境教育指導資料」が平成3(1991)年には中学校編と高校編、平成4(1992)年には小学校編が文部省から発行され、学校における具体的な環境教育への取り組みが示されました。

また、平成10(1998)年に制定された学習指導要領では、総合的な学習の時間が新設され、環境等の教科の枠を越えた横断的・総合的な課題について、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査等の体験的な学習、問題解決的な学習を地域と連携を図りながら行うこととされており、平成20(2008)年に告示された新学習指導要領に、その内容が引き継がれています。

さらに平成18(2006)年には、教育基本法が改正され、教育の目標として、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと(第2条第4号)が新たに規定されました。平成19(2007)年には、学校教育法が改正され、義務教育の目標として、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと(第21条第2号)が新たに規定されました。

(2) 山梨県の環境教育をめぐる動き

本県においては、前述の「環境教育懇談会報告」を受け、平成3(1991)年に「環境ふれあい実践活動推進指針」を策定し、各種の環境教育を推進してきました。平成16(2004)年には「山梨県環境基本条例」を制定し、その第12条において環境教育の振興を位置づけました。平成17(2005)年には、この条例の基本理念などを具体化し、施策を総合的、計画的に推進していくため、「山梨県環境基本計画」を策定しました。

また、平成20(2008)年には「山梨県地球温暖化対策条例」を制定し、その第21条において地球温暖化の防止に関する教育及び学習の推進を規定しました。

平成21(2009)年3月には、環境教育推進法や山梨県地球温暖化対策条例を踏まえ、環境教育の果たす役割がますます重要になっている社会的な背景や環境教育、活動の機会の提供、活発化が求められているとの県民意識調査の結果などを背景として、「やまなし環境教育実践指針」(以下「指針」といいます。)を策定しました。

こうした動きを踏まえ、県ではこれまで、環境科学研究所、森林総合研究所、八ヶ岳自然ふれあいセンター等の環境学習施設の整備や充実を図るとともに、民間団体等が主催する環境保全に関する研修会等への「やまなしエコティーチャー」の派遣、「地球温暖化防止活動推進員」の設置、「環境フォーラム in やまなし」、「やまなしクリーンキャンペーン」、「山の日啓発活動」、「学校林活用推進事業」、「やまなしエコライフ県民運動」などの各事業の展開を通じて、県民の環境保全意識の高揚を図ってきました。

また、学校教育においては、環境教育の副読本「ふるさと山梨の環境」及びその指導資料である「環境教育に関する指導の手引き」を平成4(1992)年に高校用、平成5(1993)年に中学校用、平成6(1994)年に小学校用として刊行し、平成8(1996)年に「ふるさと山梨の環境教育教材集」を、平成14(2002)年に「ふるさと山梨の環境学習実践事例集」を刊行し、その後「地域を育てる環境活動推進事業」などの推進校を設けながら実践を進めるほか、県教育委員会、(公財)山梨県緑化推進機構とともに小学校5年生を対象とした社会科副読本「くらしと森林」を作成し、配付するなど、環境教育の推進に当たってきました。

また、平成18(2006)年から環境教育推進のためのリーフレットを作成し、小学校4年生から中学校3年生までの全児童・生徒に配付して、エコキャンペーンを実施し、年度末には小・中学校によるエコ活動やエネルギー教育の実践事例集を発行しています。

さらに、ホームページ「小・中学生のためのやまなしの環境教育」などにより環境教育の情報発信も行っているほか、平成23(2011)年3月には、子どもたちがそれぞれの発達段階において、自然エネルギーなどについて体験的に学べるよう「やまなし環境学習プログラム」を策定、公表しています。また、高校においても、教科や総合的な学習の時間において、教材として環境問題を取り上げ、調査研究や解決方法の探求などを行うとともに、学校周辺や地域の環境美化活動を推進するなど、

環境教育に力を注いでいます。

2 行動計画の趣旨及び位置づけ

この計画は、環境教育の果たす役割がますます重要になっていること、震災後、人々の間に大きな価値観や意識の変化が生じていること、本県の豊かな自然の恵みを再認識する必要があること、エネルギーの地産地消の実現を目指し、県民、事業者、行政等が一丸となって取り組んでいく必要があること、国が環境教育等促進法や基本方針の中で新たな考え方や制度を示していることなどを踏まえ、指針をベースに新たに「行動計画」として策定するものです。計画は、本県における環境教育を推進する上での基本的な考え方や各主体の役割、県の環境教育に関する施策の方向を明らかにし、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、各主体の役割に応じ、様々な場における環境教育に関する具体的な取り組みを体系的に分かりやすく整理することにより、効果的な環境教育の実践に資するよう配慮しました。

また、本計画を、環境教育等促進法第8条に基づく都道府県の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画及び山梨県地球温暖化対策条例第21条に基づく地球温暖化の防止に関する教育及び学習を推進するための指針として位置づけます。

「環境教育」と「環境学習」

環境を学ぶことに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、それぞれの定義について統一的な見解が定まっているものではありません。

本計画では、環境教育等促進法第2条の「環境教育とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他の環境の保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。」の定義を踏まえ、基本的に「環境教育」という表現を用いることとします。

第2章 環境教育に関する基本的な考え方

1 環境教育の取り組みの目的

環境教育の取り組みの目的は、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身につけることにより、行動に結びつく人を育てることです。

2 環境保全のために求められる人間像

環境保全を推進していくために求められる人間像としては、例えば以下が挙げられます。

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに共感し、ともに働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

こうした要素を備えた人材は、環境保全に限って求められるものではなく、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像と言えます。また、こうした人材は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取り組みによって育成されていくべきものです。

3 環境教育が育むべき能力

前述の環境保全のために求められる人間像に求められる能力としては、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができ、これらを育むのが環境教育の役割だといえます。

《未来を創る力》

社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力

課題を発見・解決する力

客観的・論理的思考力と判断力・選択力

情報を活用する力

計画を立てる力

意思疎通する力（コミュニケーション能力）

他者に共感する力
多様な視点から考察し、多様性を受容する力
想像し、推論する力
他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
地域を創り、育てる力
新しい価値を生み出す力 等

《環境保全のための力》

地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
環境配慮行動をするための知識や技能
環境保全のために行動する力 等



4 環境教育の内容として重視する点

学校における環境教育は、各学校の教育課程に基づき計画的に進められています。また、職場や地域では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。このように環境教育は、様々な場において様々な内容で実施されていますが、重要な共通の基礎的要素として、次のことが挙げられます。

(1) 人と環境との関わり、環境に関連する人間の生活や活動の在り方の両方を学ぶこと

大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙なバランスを保つことで、地域の環境が成り立ち、ひいては地球全体の環境が成り立っていること、人間が生きるために必要な水や食料の確保はもちろん、日常の消費生活や事業活動が健全な環境の上に成立していること、人間のこれらの活動が、こうした環境のバランスに影響を与えていることなど、人と環境との関わりについて学ぶことは、環境教育の第一歩といえます。

また、環境は社会や経済と密接に結びついています。例えば、リサイクルについてより深く知ろうとすると、社会的な制度や経済についても学ぶ必要があります。環境負荷を生み出している生産活動や流通の仕組みなどの市場経済、日常生活や、文化の在り方など、様々な環境に関連する人間の生活や活動の在り方について学ぶことも大切です。

人と環境との関わりと、環境に関連する人間の生活や活動の在り方の両方を学ぶことで、持続可能な社会の実現に向けての道筋を把握することができます。

(2) 環境に関わる問題を公平な態度で客観的かつ多角的にとらえること

環境問題は、科学的に原因が追求され、対策が講じられます。その際、ひとつ問題を解決しても、関連するほかの問題を無視することになってしまったり、あるいは、さらに大きな問題を引き起こしてしまうことがないよう公平な態度で客観的かつ多角的な視点が必要になります。環境教育においても科学的に課題をとらえた上で、こうした視点を持って実施することが求められます。

(3) 豊かな環境を大切に思う心やいのちを大切にす豊かな感性を育むこと

環境教育を通じて、豊かな環境が人間の生活や事業活動にとって不可欠であり価値あるものとして、これを大切に思う心を育むことが必要です。

また、動植物とふれあう体験や生態系の仕組みを学ぶこと、そして、地球上で命あるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを理解することを通して、いのちを大切にす豊かな感性を育むことも期待されます。

(4) ライフステージに応じた環境教育に取り組むこと

環境教育は、生涯にわたって継続的に行われることが必要です。その際、年齢やライフステージごとの特色を踏まえながら取り組むことが大切です。

- ・ 幼児期においては、様々な行動の基盤形成が行われることから、自然の中で豊富な体験をさせて、自然に対する豊かな感性を醸成するとともに、家庭でのしつけや教育の中で、ものを大切にする心や環境に配慮した生活習慣を身に付けます。
- ・ 就学期においては、家庭や学校、地域社会等が連携しながら、様々な場面で自然環境とふれあう体験を重ねるほか、家庭での省エネ活動、地域での社会体験活動への参加などの環境保全活動にも積極的に取り組み、体験の中で環境問題の理解を深める環境教育を行います。また、就学期の各段階に応じて、学校における全教育活動を通じた適切な環境教育を行い、環境問題に関する理解を深めます。
- ・ 就労期以降においては、事業活動・日常生活と環境との関連について理解を深め、環境に配慮した活動を促進する環境教育を行います。その際、地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶことが大切です。

(5) ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること

環境への負荷は、私たちの社会経済システムの生産・流通・消費・廃棄いずれの段階でも生じています。普段の生活の中では見えない部分でも、私たちが環境に影響を与えていることについての気付きを引き出すために、製品やサービスのライフサイクルの視点で温室効果ガスや廃棄物の排出量などの環境負荷をとらえることが重要です。

(6) 環境教育の内容に地域の特色をいかすこと、地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと

本県は、富士山をはじめ南アルプス、八ヶ岳、秩父山塊などの山々に囲まれ標高差が大きく、暖帯から寒帯にまで及ぶ幅広い地勢は変化に富み、四季を通じて様々な動植物がみられる豊かな自然環境

に恵まれています。

また、長い日照時間や豊富な水、県土の78%を占める森林などクリーンエネルギー資源にも恵まれています。

これらの本県の特徴を環境教育の内容にいかすことで、身近な自然や地域についてより関心を持ち、理解を深めていくことが期待できます。

このほか、地域のリサイクル活動や環境美化活動に参加し、身近な課題に対する取り組みを体験することによって、学びに実感を伴わせることができ、地域への愛着に裏打ちされた行動につなげることもできます。

5 環境教育の手法

環境教育については、その目指すところや内容に加え、効果的な実施のための手法について研究、実践が積み重ねられています。過去の蓄積を踏まえ、以下のような手法により、環境教育を実施することが有効です。

(1) プロセスを意識した取り組み

環境教育は、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」というプロセスを経て、具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中で行われることが効果的です。

その際、知識の一方通行に終始させるのではなく、協働経験を通じた双方向のコミュニケーションによって、参加者から気づきを引き出すことが重要です。

また、環境教育の実施に当たり、その活動が、プロセスのどの段階に位置づけられるかを意識し、発展させていくことが大切です。

(2) 体験や遊びの重視

知識の習得による単なる学習に終わるのではなく、環境への理解を深め、行動に結びつけるためには、自然体験や社会体験、環境保全活動の実践体験を環境教育の中心に位置づけることが大切です。特に、子どもにとっては遊びを通じて学ぶ手法が有効です。指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう、環境学習のねらいを明確に示し、その意識づけを図ることが大切です。

(3) 自発的な意思の尊重

環境に対する問題意識や使命感、興味等に関する自発的な意思が、活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となり、また、先進的で独創的な取り組みの原動力となるため、環境教育の実施に当たって、参加者の自発的行動を引き出し促進することが大切です。

(4) 効果的な環境教育のプログラムの活用

環境教育の取り組みにおいては、年齢、理解力、活動の場やテーマに応じ、目的や対象者、手順、準備するもの、必要なスタッフ、注意点などを明らかにしたプログラムを活用することが効果的であり、現在、環境に関する教育施設や団体などにより、ホームページなどで様々なプログラムが提供されています。これらのプログラムを活用することにより、環境問題や自然についての関心を高め、知識を得るとともに、環境問題の原因やこれを解決するための具体的な対策、環境と私たちの社会の在り方について自ら考え、具体的な取り組みへと結び付けていくことが期待できます。

6 各主体の役割と協働取組

持続可能な社会の構築のためには、県民、家庭、民間団体、事業者、行政等が、環境問題への取り組みを自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をするとともに、様々な主体の支え合いによる協働取組を進めることが必要です。

特に、喫緊の課題となっている地球温暖化問題や生物多様性の喪失等については、あらゆる主体により、温室効果ガスの排出抑制対策及び吸収源対策や、自然と共生する社会の実現に向けた具体的な成果に結びつくような取り組みを行うことが必要です。

環境保全活動等に参加する主体がそれぞれの役割に応じた活動を行い、協働して取り組んでいくためには、次の考え方にに基づき環境教育の実践に当たることが望まれます。

(1) 県民の役割

環境教育は、県民一人ひとりが、日常生活において環境に関心を持ち、自主的に環境保全活動に取り組んでいくということを基本に進めていく必要があります。

まず、自らの日常生活がどのような環境負荷を与えているか、他の国や地域あるいは将来世代にどのような影響があるのかを知り、日本にいながら、世界の様々な場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっていることを意識することが重要です。そしてそのような地球規模の視点に立ちつつ、自らできることを考え足下から実践することが求められます。また、地域等で行われる環境教育や環境保全活動に関するイベントに積極的に参加するなど、地域に根ざした活動の輪を広げていくことも期待されます。

(2) 家庭の役割

環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切です。したがって、家庭が果たす役割は大きく、省エネや節電、リサイクルなどに取り組みつつ、日々の暮らしと環境との関わりについて考えていくことが大切です。また、子どもに自然の中で豊富な体験をさせて自然の恵みやいのちを大切に思う心を育むとともに、家庭でのしつけなどにより、ものを大切にする心や環境に配慮した生活習慣を身に付けさせることが重要です。

(3) 学校等の役割

保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等は、体験を重視した系統的、継続的な教育活動を通じ、発達段階に応じた環境教育を進めていく上で重要な役割を担っています。子どもたちが学校等で身に付けた知識や技能を活用し、家庭や地域において環境保全活動に取り組んでいくことを支援するため、学校等と家庭、地域、企業が連携して環境教育を進めていくことが期待されます。

学校等における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めていくことが求められます。そのためには、研修や講習等に参加することが重要であり、そうした参加が促進されるよう、各学校等において環境の醸成や仕組みづくりが進められることが期待されます。

(4) 事業者の役割

職場は、個々の従業員の意識形成に影響を与える場であり、社会人への環境教育を行う上で有効な場であることから、環境教育における事業者の役割は重要です。事業者が環境に配慮した事業活動を行うとともに、従業員への研修などにおいて計画的に環境教育を実施することは、環境負荷の低減に大きく貢献することになります。

また、環境に配慮した製品やサービスの提供により、消費者の意識啓発を行い、ライフスタイルの転換を促す役割も期待されています。

さらに、近年、事業者の中には、自ら有する環境情報を積極的に公表したり、事業所や工場などを環境教育の場として開放するなどの社会貢献活動を行っているところがあります。ものづくりやサービス提供等の現場の見学や、事業の経験に基づいて得られる環境情報の提供などにより、県民や学校、地域の環境教育を支援することも期待されています。

(5) 民間団体等の役割

NPO法人等の民間団体は、専門的な知識やノウハウをいかして、リサイクル活動、自然環境保全活動、地球環境保全活動、緑化活動、環境美化活動など、幅広い活動を行っており、その役割は重要性を増しています。

これらの民間団体は、それぞれに専門性を有していることから、その特色をいかした環境教育や環境保全活動を自ら展開していただくだけでなく、人材の提供やネットワークの形成など、他の主体の環境教育を支援する役割も求められます。

自治会や子どもクラブ、老人クラブ等の団体は、地域社会での環境教育において中心的な役割を担う実施主体であるとともに、学校や企業との連携も期待されます。環境への負荷の少ない社会を築いていくためには、日常生活や地域環境の在り方を見直し、地域から行動を起こしていくことが重要です。

(6) 行政の役割

行政は、環境教育に関する施策を総合的、計画的に推進する役割を担います。

地域の実情に配慮しながら、人材の育成、情報の提供、学習機会の提供等を行い、他の主体の環境教育や環境保全活動の活性化を図ることが求められます。

また、行政は自らも事業者であるという立場から、公共事業における資源の循環的な利用、庁舎や公共施設での省エネルギーの実践、ごみの減量と分別、クリーンエネルギーの活用など、自ら率先して環境に配慮した取り組みを進める必要があります。職員に対し環境についての研修などを実施することも求められます。

(7) 主体相互の連携と協働取組の方向

環境教育に取り組む主体は、それぞれ異なる得意分野や他の主体にはない特色を持っています。分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があり、異なる主体が協力して取り組むことが大切です。こうした協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）とも言える財産になるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なものです。

協働取組を効果的に実施するためには、次の事項に留意することが必要です。

①対等な立場と役割分担

協働取組に参加する各主体は、他の主体の立場を尊重し、対等な立場に立ってそれぞれの役割を果たしつつ、連携した取り組みを行っていくことが必要です。

②相互理解と信頼醸成

環境に関する現状認識や問題意識、活動目的などは主体ごとに異なることがあります。効果的な協働取組を進めていくためには、そうした違いを相互に理解し、尊重することが前提となります。そのためには、主体同士が対話を重ね、認識や目的を共有していくことが必要です。そうした過程で醸成されていく信頼関係は強固なネットワークの基礎になります。

③連携のための人材育成

多様な主体の連携を進めるためには、活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人（ファシリテーター）、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人（コーディネーター）は欠かせないものであり、こうした人材を育てていく必要があります。

④情報公開

協働取組の参加主体同士のコミュニケーションを円滑にし、相互理解と信頼醸成を図るためには、主体それぞれが有する情報を公開することが重要です。

また、取り組みがより大きな成果を得るためには、多くの県民が参加していくことが必要です。そのためにも、それぞれの活動についての情報発信が大切になります。

第3章 様々な場における環境教育と実践例

ここでは、家庭、学校、職場、地域社会といった様々な場における環境教育の考え方とともに取り組みの方向や実践例を示します。

1 家庭における環境教育

家庭は、地域社会において基礎となる単位であり、日常生活の場でもあります。人間として基本的な感覚や生活様式の基盤を形成するのは、家庭でのしつけや習慣です。一人ひとりが日常生活において、容器や包装紙、家電等のリデュース・リユース・リサイクル、省エネルギーなどの取り組みを進めるためには、家庭における環境教育の実践が重要です。

また、幼児期における遊びを通じた自然への理解は環境教育のスタートとして重要な意義があり、家庭の役割は大きいといえます。

(1) 環境教育の取り組みの方向

① 家族で自然とふれあい、環境を大切にすることを育む

家族で自然の中に出かけ、自然とふれあうことにより、自然に対する感受性や生命を尊ぶ感覚を身に付けさせ、環境を大切にすることを育む。

② 家庭で環境活動に取り組み、環境への関心を高め、理解を深める

家族で身近な環境問題について話し合い、ごみの減量やリサイクル、省資源・省エネルギーなどの活動に取り組み、環境への関心を高め、理解を深める。

③ 地域の活動に参加する

地域の環境講座に参加し知識や情報を得るとともに、PTAや自治会が行う地域活動に参加するなど、学校や地域社会との連携の輪を広げる。

(2) 環境教育の実践例

Step1 身近な自然とふれあいましょう

- 家族で、身近な場所を散歩したり、公園の清掃活動などに参加しながら、草花や樹木、鳥、昆虫等、身近な自然に気づき、感動を分かち合う。
- 日々の生活が、空気や水、土、動植物などの環境と関わり豊かな自然の恵みに支えられていることについて話し合う。

家庭は、自然に関する環境教育の推進において基礎となる場であり、家族での体験や会話が、子

どものころの原体験を豊富にし、自然に対する豊かな感性やいのちを大切に感じる感覚を養い、環境を大切に思う心を育むことにつながります。

環境教育施設の積極的な利用や、県や市町村で開催される自然体験に関する様々なイベントへの参加も環境教育に役立ちます。

【利用できる施設や事業等】

身近な自然とふれあえる県の主な施設（巻末資料参照）

- 山梨県環境科学研究所（富士吉田市）
- 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター（北杜市）
- 山梨県森林総合研究所〔森の教室〕（富士川）
- シミック八ヶ岳薬用植物園（北杜市）
- 山梨県緑化センター（甲斐市）
- 山梨県立県民の森保健休養施設（南アルプス市）
- 山梨県立武田の杜保健休養林（甲府市）
- 山梨県森林公園金川の森（笛吹市）



山梨県環境科学研究所

やまなしどんぐりクラブ

毎年秋に開設します。県内の小学生以下の子どもを対象とし、どんぐりを拾って指定された県の施設に届けることで会員証がもらえます。会報のほか、春には苗木をもらうことができます。（10月に県のホームページでお知らせがあります。）

やまなし森の教室

県では、木工・子ども樹木博士・自然観察会・きのこ教室・間伐作業体験・炭焼き体験・演奏会などの森に関するさまざまなイベントや研修会を行っており、県ホームページ内の「やまなし森の教室」で毎年度の実施予定一覧を掲載しています。

Step2 わが家のごみやエネルギーについて調べてみましょう

- わが家から出るごみがどこでどのように処理されるのかを調べる。
- わが家のエネルギー使用量（電気、水道、ガス、灯油、ガソリンなど）を調べる。
- 環境家計簿をつける。

家庭生活に目を向け、ごみの処理方法やエネルギーの使用量を知ることは、環境負荷の少ない生活を築くための環境教育の第一歩といえます。

例えば、日々の暮らしから出るごみがどこでどのように処理されているのか知ることで、ゴミの分別やリサイクルに対する意識を高めることができます。

また、県では環境家計簿を作成し、配布やホームページによる提供を行っています。環境家計簿への記入に取り組むことにより、家庭生活でのごみの量やエネルギーの使用量から、家庭で排出さ

れる二酸化炭素の量を算出することができ、家庭でエネルギーや地球温暖化について話し合うなど、環境教育に効果的に活用できます。

Step3 暮らしの中で環境のためにできることを考えてみましょう

- 有価物の分別・回収活動やリサイクルステーションの利用など、わが家のごみを減らすためにできることを考える。
- わが家で電気などのエネルギーが無駄に使われていないか、使用量を減らす方法がないか考える。
- わが家でエネルギーを無駄に使わない目標を立てる。



ごみを減らしたり、節電や節水など、エネルギーや資源を節約するために、わが家でできることを話し合ったり、目標を立ててみることも環境教育として有効です。

Step4 エコライフを実践しましょう

- 買い物や外出時には、マイバッグ、マイはし、マイボトルなどの持参を心がける。
- エコドライブを実践する。
- エアコンを適正温度にする、待機電力を減らすなど省エネに努める。
- 家電製品を買い換えるときには、省エネ家電を購入する。
- 使い捨て容器の製品よりも、リターナブル容器の製品を優先的に購入する。
- 生ごみ処理機やコンポストを利用する。
- グリーン購入やフェアトレード商品の購入に心がける。

エコライフの実践は、その行動が環境負荷の軽減にどのように役立っているかを確認したり、日頃の行動について振り返り改善策を考えたりすることにより、さらなる取り組みにつながっていきます。

【利用できる施設や事業等】

やまなしエコライフ県民運動の推進

県では、身近でできる7つのエコ活動を行うことにより、環境に優しい社会を実現していく「やまなしエコライフ県民運動」を推進しています。

- 1 マイバック運動
- 2 マイはし運動
- 3 マイボトル運動
- 4 リユースびん運動
- 5 エコドライブ運動



6 緑のカーテン運動

7 環境家計簿運動

「未来の世代に、より良い環境を残すための架け橋」となるよう、この7つの運動を「レインボーアクション」と名付けています。

Step5 地域に活動を広げていきましょう

- 地域の自治会やPTA等が行う環境に関する学習会や清掃活動、有価物回収などの環境保全活動に積極的に参加する。
- 公民館などを活用してフリーマーケットやバザーを開催したり、また、これらに積極的に参加する。
- 農業体験や植林体験など、農業や林業といった自然と結びついた生産活動に参加する。

家庭での環境教育の取り組みを地域の活動につなげていくことで、取り組みはさらに多くの人に広がっていきます。また、地域の活動で得た新しい知識や取り組みを、家庭での取り組みに取り入れていくなど、家庭と地域の連携による環境教育の効果の向上も期待されます。



農業体験

2 学校等における環境教育

保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等は、環境や環境問題への関心、基礎的な知識を持つことから、問題解決能力を身に付け、環境保全活動に主体的に参加することまで、発達段階に応じた環境教育を進めていく上で重要な役割を担っています。

学校等での環境教育は、教科における学習をはじめ、主体的に学び、問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとする「総合的な学習の時間」などを活用し、学校行事などの特別活動とも関連づけて、系統的、継続的に実施されることが求められます。同時に、効果的な環境教育につながるように、教職員の育成や地域の人材の活用なども進めていく必要があります。

また、児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場としての学校施設等を環境に配慮したものにする 것도重要です。このため、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上など学校施設の新築や改修の際に環境に配慮した施設とすることや、緑化・ビオトープづくりなどの屋外教育環境を整備充実させていくことも望まれます。

緑や森林などの役割の大切さが注目される中、学校施設等の外においても、その大切さを学ぶために緑の少年隊活動や学校林活動等の取り組みを進めていく必要があります。

さらに、学校教育等で身に付けた知識や技能を活用し、家庭や地域においても環境に配慮した活動に取り組んでいくため、学校等と家庭、地域が連携し、学習の場を広げることが重要です。

(1) 環境教育の取り組みの方向

① 段階的、継続的な指導計画を作成する

子どもの発達段階に応じて、「身近な自然とのふれあい→具体的な生活体験→自分の生活と環境との関わりへの認識→環境に配慮した生活習慣や技能の習得→問題解決のための知識・技能の獲得→実践活動」と、段階的に学びながら、環境に関する知識や環境保全の技能を身に付けさせ、学習の継続による知識や技能の定着を図る。また、各教科間の関連に配慮しながら進める必要があるため、各学校等において環境教育に関する全体的な計画等を作成し、総合的な取り組みを進める。

② 指導内容や指導方法を工夫する

- ・ 各教科等における環境に係る内容の一層の充実を図るとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。その際、リサイクル活動等地域で行う取り組みを利用して、役割分担しながら協力して取り組む姿勢を養う。
- ・ 地域の環境や環境問題を把握し、地域素材を児童生徒の発達段階に照らし合わせながら教材化する。
- ・ 小学校の低学年においては、身近な自然環境や社会環境により多くふれる機会を通じて、環境を大切にすることを育み、より良くしようとする実践的な態度を育てる。
- ・ 小学校の中・高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して、その因果関係、相互関係の把握力や問題解決能力、環境を保全しようとする実践的な態度を育てる。

③ 家庭や地域社会、企業と連携する

- ・ 子どもたちが、学校等で得た知識や技能を活用して、家庭や地域社会で主体的に環境保全活動を実践することにより、環境への理解を深め、行動力を高めていく。
- ・ 学校等と家庭、地域が連携し、児童生徒が地域で行われる清掃活動、リサイクル活動等に積極的に参加するよう配慮するとともに、地域の住民や専門家、民間団体、企業の協力を得て、子どもたちの学習する場を広げていく。

(2) 年齢・発達段階に応じた取り組み

環境教育を効果的に進めるためには、年齢や発達段階に応じ、適切な手法、内容を選択して取り組む必要があります。

幼児期から小学校低学年にかけての子どもは、自然体験や社会体験といった活動を積み重ね、自然を感覚的に理解させ、いのちを大切にする感覚を養い、感受性を豊かに育てることが重要です。

小学校中・高学年以上では、環境を客観的に認識し、概念的に理解する能力が育まれてくるため、自然の仕組みや自分たちの生活と環境との関わりを理解させ、問題解決能力の育成を図ることが可能となります。



山梨県環境科学研究所での環境学習

《各段階での主たる目標》

幼児期

- ・ 自然に対する感受性を育む
- ・ いのちを大切にする感覚を養う
- ・ 思いやりの気持ちを育む



小学生（低学年）

- ・ 自然に対する感受性、いのちを大切にする感覚を育む
- ・ 身近な環境や環境問題に関心を持つ
- ・ 節電、節水など環境に配慮した生活習慣を習得する



小学生（中・高学年）

- ・ 自然の仕組みや自分の生活と環境との関わりについて理解する
- ・ 問題を見つけ、考え、判断し、表現する力を育成する
- ・ ごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した行動を実践する



中学生

- ・ 環境に関する事象の因果関係や相互関係について理解する
- ・ 問題解決能力を育成する
- ・ 環境の改善に向けて主体的に行動する



高校生以上

- ・ 環境問題を総合的に理解する
- ・ 環境を評価する能力を育成する
- ・ 環境問題に対し多角的な立場で考える姿勢や態度を育成する
- ・ 仲間と協力して問題を解決していく姿勢や態度を育成する

(3) 環境教育の実践例

Step1 身近な自然を体験しましょう

- 身近にある自然に関心を持ち、自然の中で遊ぶ。
- 草花や樹木、野鳥、昆虫、川の流れや風の音、土の感触等、身近な自然に気づき、ふれてみて、驚いたり不思議に思うなどの感動を得る。
- 学校や地域の緑や水辺、生きもの等を調べて、環境マップをつくる。
- 学校に生息させたい昆虫、育てたい植物等について話し合い、そのためにはどのような環境が必要かを考え、ビオトープづくりなどの活動につなげる。
- 農作物の栽培や収穫の体験を通して、自然の恵みに感謝する心を育む。
- 緑の少年隊活動や学校林活動の中で行う森づくり体験や自然体験、ネイチャーゲーム等を通じて、緑や森林、自然を大切にすることを育む。

身の回りの自然にふれる活動は、自然を認識させ、自然を大切にすることを養うことにつながります。

【利用できる施設や事業等】

山梨県環境科学研究所

山梨県環境科学研究所では、申込みにより、研究所を訪れる学校や各種団体を対象として「環境教室」を行っています。研修室・学習室・生態観察園等を活用して、身近な自然環境から地球規模の環境問題まで幅広く環境について学ぶことができます。

富士山環境学習支援プログラム

多くの人が富士山とふれあい、知識を深め、環境保全の意識を育むことを目的として、富士山ボランティアセンターが実施する教育支援事業です。富士山ボランティアセンター職員や「富士山レンジャー」を講師とし、体験型学習（富士山自然観察園ミニエコツアー）や学習会、出張講座の3つのプログラムを提供しています。

「森林環境教育の手引き」～学校林活用マニュアル～

子どもたちの森林環境教育を目的とした、体験学習の場や自然観察等の野外活動の場として学校林を活用していく上で、教師やPTA関係者、ボランティア団体等に参考となるマニュアルです。

Step2 環境問題について調べ、話し合いをしましょう

- 国や地域において絶滅のおそれのある生物について調べる。
- 生態系の仕組みや生物多様性の意味について調べ、人間活動との関連について考える。
- 食料品、衣料品、電気製品等の流通について考える。
日常の食べ物や衣料品、電気製品、家具等がどこで作られ、不用品やごみとなったとき、どこ

へ行くのかを調べたり話し合う。

- 地域の気や河川の状況について調べ、環境基準や他の地域の状況と比較し、結果や原因、対策などを考えたり、話し合ったりする。
- 発達段階に応じ、地域、市町村、県、国、世界の様々な環境問題について個人やグループで調べ、まとめたことを発表し、知識の共有化を図る。
- なぜ環境保全の活動が必要なのかを考えたり、話し合ったりする。

地球温暖化の進行や生物多様性の減少について調べ、人間活動との関連や他の国々、地域そして将来世代への影響について地球的規模で考える姿勢を養うことが大切です。そこで、海外で作られた食べ物が自分の家庭に届くまでに、どのくらいの資源やエネルギーが使われたかを調べたり、身の回りにある外国製のものは、その国の環境にどんな影響を与えているかを考えたりすることも環境教育につながります。

県では、学校や民間団体等が主催する環境保全に関する研修会などへ「やまなしエコティーチャー」を派遣しているほか、富士山ボランティアセンター職員などを講師として環境学習会や出張講座などを実施しており、積極的な活用が望めます。また、「環境ライブラリー」として環境教育に役立つパネルやビデオなどの貸出を行っています。さらに、山梨県環境科学研究所や中北、峡東、峡南、富士・東部の各教育事務所において、環境・エネルギー教育に関する備品の貸出も行っています。

このほか、「山梨県営発電総合制御所 クリーンエネルギーセンター」や米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」では太陽光発電などのクリーンエネルギーに関する展示を行っており、環境とエネルギーについて幅広く体験的に学ぶことができます。

【利用できる施設や事業等】

「やまなしエコティーチャー」の派遣

環境に関する知識・経験等のある人材を育成し、指導者として研修会などに派遣します。

富士山ボランティアセンターの環境学習会など

センター職員や富士山レンジャーを講師として、環境学習会や出張講座、体験学習会等を実施しています。

レッドデータブック (Red Data Book)

絶滅のおそれのある野生生物についてのデータブックです。

国のレッドデータブック

環境省生物多様性センターの生物多様性情報システムで公開しています。

県のレッドデータブック

県のホームページで公開しています。

環境ライブラリー

県では、環境に関する啓発パネルやビデオの貸出を行っています。パネルやビデオについては、ホームページでリストを確認することができます。(ビデオの貸出は、県民情報センターで行っています。)

環境教育に関する備品の貸出

山梨県環境科学研究所や県の各教育事務所において、環境教育に関する備品の貸出を行っています。

やまなし環境学習プログラム

子どもたちが発達段階に応じて、自然エネルギーなどについて体験的に学べるプログラムです。小学校中学年版、小学校高学年版、中学校版のプログラムがあります。

山梨県営発電総合制御所 クリーンエネルギーセンター

クリーンエネルギーセンターでは、水力発電、太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギーに関する資料や発電の仕組みを展示し、「環境とエネルギー」について理解を深めることができます。

米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」

「ゆめソーラー館やまなし」は、太陽光発電の仕組みや二酸化炭素排出削減効果の説明など、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーなどに関する展示を行っています。また、米倉山太陽光発電所構内には太陽光パネルを見学できる遊歩道を整備しており、環境学習の場を提供しています。



自然エネルギーの学習

Step3 学校のエネルギー使用量などについてチェックし、さらなる取り組みにつなげていきましょう

- 学校で、水道水を無駄に使わなかったかなどの日頃の行動や、電気の使用量などについてリストをつくり、チェックを行いながら環境保全活動や省エネルギー活動に取り組む。
- 学校の環境についての問題点や、より良い環境を創造するための取り組みについて話し合い、目標を決める。
- 定期的にチェックを行い、取り組みの状況を評価する。
- 目標を達成するための方法を考えてさらに実践する。
チェックリストなどを用いて、学校で自分たちの環境保全に向けての活動を評価する環境教育の取り組みは、子どもたちにとって、より良い環境の創造のための意識づけとなります。
日常生活の中で子ども達に環境マネジメントとはどのようなものを体験してもらうことができるキッズ ISO 14000 プログラムなどもあり、県内でも多くの小中学校で利用されています。

【利用できる施設や事業等】

キッズ ISO 14000 プログラム

NPO 法人国際芸術技術協力機構（ArTech：アーテック）が、環境省、文部科学省、ユネスコ国内委員会の後援等を受けて、日本や世界各国に対して展開している子ども向けの環境マネジメントプログラムです。

Step4 できることから取り組んでみましょう

- 節電、節水などの省エネ、省資源活動に取り組む。
- 3R(スリーアール)（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）の推進活動や清掃活動に取り組む。
- 「緑のカーテン」などをつくる。
- 企業や団体が行う森づくり活動に参加する。
- 学校や学年でこどもエコクラブに登録し、環境活動に取り組む。
- ユネスコスクールに登録し、環境教育や国際理解教育に取り組む。

環境保全活動については、できることから、また、身近なところから取り組むことが大切です。学校での取り組みを家庭での生活にいかしたり、その逆に、家庭での取り組みを学校においても実践するなど、学校と家庭の相互の取り組みに反映させていくことも大切です。

また、活動の場を広げ、地域で行うリサイクル活動や企業・団体等が行う森づくり活動に参加したりすることで体験的に学ぶことができ、そのような活動は学校、地域、企業等の協働の輪を広げることにもつながります。

【利用できる施設や事業等】

やまなし森づくりコミッション

地球温暖化防止や水資源のかん養等、森林に対する県民の関心や企業・団体の社会貢献活動としての森づくりに対する関心が高まりを見せている中で、こうした森づくり活動を支援するために設立された組織です。

こどもエコクラブ

平成7（1995）年に環境庁（当時）の呼びかけで設立された組織です。登録はこどもエコクラブ全国事務局又は地方事務局で行います。ホームページによる活動の紹介や、メールマガジンの配信、環境活動記録ノート等のグッズ配布などを行い、メンバーの環境に関する活動を支援しています。

URL:<http://www.j-ecoclub.jp/>

ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。政府ではユネスコ・スクールをESD（持続発展教育）の推進拠点と位置づけ、その増加を図っています。平成24（2012）年12月現在、国内では550校、世界では約9,000校が登録され、環境教育や国際理解教育に取り組みながら国内外の登録校と交流しています。県内では、かおり幼稚園、南アルプス市立芦安小学校、南アルプス市立芦安中学校、山梨英和中学校・高等学校が登録しています。



こどもエコクラブパンフレット

3 職場における環境教育

職場においては、事業活動が地域の環境や地球環境に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷の少ない事業活動を行う必要があります。そのためには、経営理念の中に、廃棄物の発生抑制や循環的利用、クリーンエネルギーの利用、省エネルギーの取り組みなど環境への配慮を盛り込むとともに、従業員の環境教育を行い、職場全体で環境対策に取り組むことが重要です。

また、地域社会における一員として、地域の環境保全活動への参加や支援が求められます。

(1) 環境教育の取り組みの方向

① 事業活動による環境への負荷の低減に取り組む

- ・ 経営理念等に環境に配慮した内容を盛り込み、従業員の環境教育の実施その他の具体的な行動について、目標や計画を立てる。
- ・ 環境マネジメントシステムを導入するなど、環境に配慮した事業活動を組織全体で進める。
- ・ 環境に配慮した製品の設計や生産、購入、使用を進める。
- ・ 取引先や関連事業者に対して環境への配慮を促す。

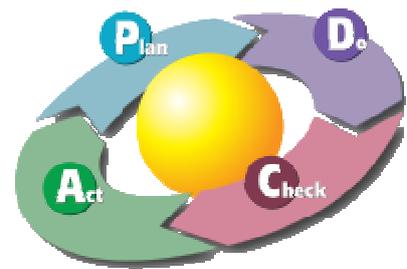
② 地域社会や学校の環境教育への支援を行う

- ・ 事業者が持つ施設、情報、技術、人材等を地域社会や学校の環境教育に提供し、支援を行う。

(2) 環境教育の実践例

Step1 環境に配慮して事業活動を進めましょう

- 職場で、廃棄物の分別、冷暖房の温度管理、部分消灯の励行、グリーン購入、コピー紙の両面使用、ペーパーレス化、エコドライブ、設備の省エネ効率化、清掃活動等の環境保全活動に取り組む。
- 事業所における環境活動について定期的にチェックを行い、対策を考え、P (Plan:計画) → D (Do:実行) → C (Check:評価) → A (Action:改善) という環境改善のサイクルをつくり、さらなる取り組みにつなげる。



環境マネジメントシステムを導入し、継続的な環境改善に取り組むなど、事業所が常に環境に関心を持ちながら事業活動を行うことが、環境教育につながります。

【利用できる施設や事業等】

温室効果ガス排出抑制計画

山梨県地球温暖化対策条例により、温室効果ガスの排出量が一定以上の事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する排出抑制計画を作成し、知事に提出する必要があります。

自動車環境計画

山梨県地球温暖化対策条例により、一定数以上の自動車を保有する運輸業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する自動車環境計画を作成し、知事に提出するよう努める必要があります。

環境に関する企業連絡協議会

平成5年に設立され県内の多くの企業が参加しています。企業における環境問題に関する調査・研究や情報交換、実践活動、企業の環境対策の普及・啓発などを行っています。

Step2 従業員への環境教育を進めましょう

- 職場内に環境担当組織をつくる。
- 従業員研修を通じて、環境意識の向上、定着を図る。
- 事業実施に伴う各種環境負荷の実態を認識させる。
- 環境に関する社会貢献活動（ボランティア等）への従業員の参加について、支援体制を整える。
- 事業所で森づくりを行うなど、森林の保全活動に取り組む。
- 地域の一員として、清掃活動を行うなど、地域と協働して環境保全活動に取り組む。

従業員研修については、環境に関する内容を充実させ、知識や環境意識の向上を図ることが大切です。

また、事業所は休暇制度を整えるなど、従業員が社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりに取り組むことが求められます。

【利用できる施設や事業等】

やまなし森づくりコミッション

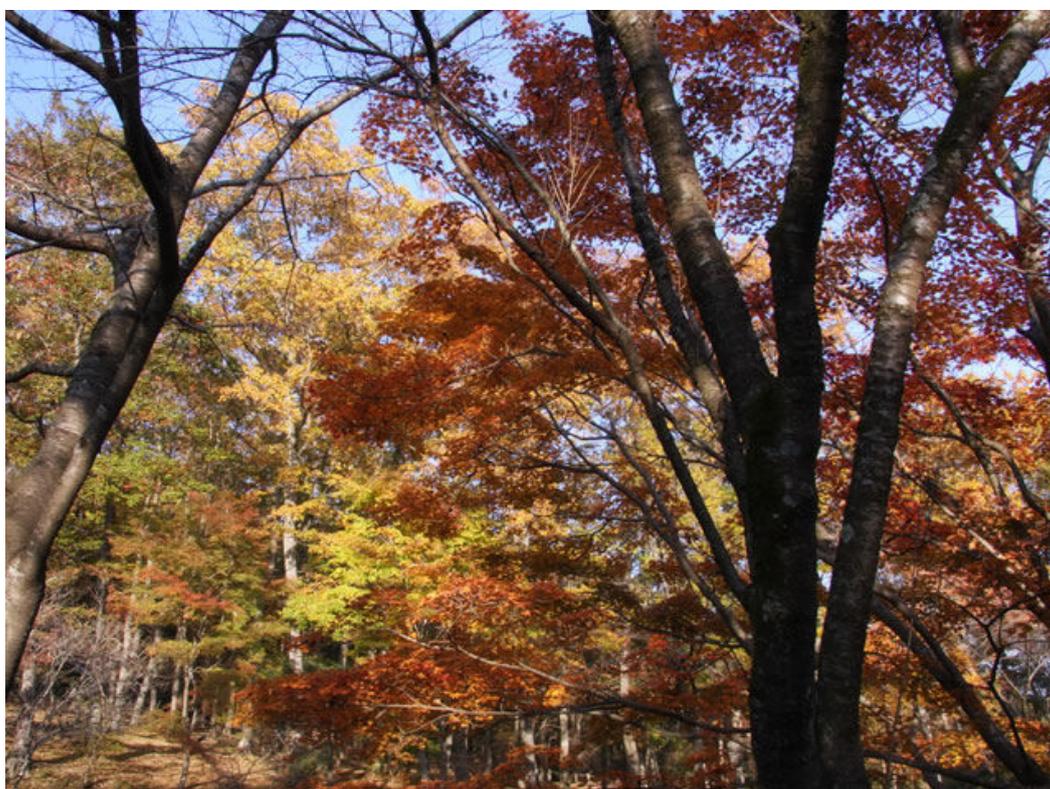
地球温暖化防止や水資源のかん養等、森林に対する県民の関心や企業・団体の社会貢献活動としての森づくりに対する関心が高まりを見せている中で、こうした森づくり活動を支援するために設立された組織です。

Step3 地域や学校が行う環境教育を支援しましょう

- 施設見学などを積極的に受け入れ、事業所の環境に配慮した取り組みを紹介する。
- 従業員が、地域や学校で行われる環境に関する学習会に講師として出向き、専門的な技術や情報、先進的な取り組みなどについて紹介する。

○ イベントでのブースの出展やインターネットによる広報、パンフレットの作成、配布等を通して、環境に関する取り組みや情報、技術などを広く県民に紹介する。

事業者は、広報活動や施設見学の受け入れ等を通じ、自らの環境に関する先進的な取り組みや情報、技術などについて県民に提供し、地域社会や学校における環境教育を支援していくことが求められます。



秋の広葉樹林

4 地域社会における環境教育

地域社会には、自治会、子どもクラブ、育成会、婦人会、青年団、老人クラブなどの団体や、環境保全活動に取り組むNPOなどの団体があり、環境美化活動、リサイクル活動、緑化活動など様々な活動を展開しています。

地域社会における環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開していくことが大切です。さらに地域社会における多様な体験活動の場や機会の充実を図り、昔から地域に住んでいる人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵をいかすことも大切です。

また、地域社会は、家庭や学校、団体、企業などが会する公の場であり、様々な主体が連携、協力していくことにより、効果の大きい活動の展開が期待されます。

(1) 環境教育の取り組みの方向

① 地域社会の環境について学習し、話し合う

- ・ 家族やグループで、身近な地域の生活環境や自然環境などにふれ、地域の環境問題などについて話題にする。
- ・ 自治会、子どもクラブ、育成会、婦人会、青年団、老人クラブなどで、地域社会の環境について研修会を行い、話し合う。

② 地域社会で取り組みを実践する

省資源、廃棄物の発生抑制やリサイクル、地域の自然保護活動などの方法について話し合い、具体的な取り組みを実践する。

③ 家庭や学校、企業と連携する

- ・ 子どもたちが家庭や学校で得た知識や技能をいかしながら、地域社会で環境保全活動を実践し、環境への理解を深め、行動力を高めていく。
- ・ 地域や学校で行う環境に関する学習会において、地域の高齢者や企業の専門家などが講師となるなど協力体制をつくる。

④ ネットワークを形成する

- ・ 関係する団体や事業者、行政と連携し、環境活動や研修にできるだけ多くの人の参加を呼びかける。
- ・ 地域社会の様々な団体・グループの環境活動について、互いに情報を共有し連携を深める。
- ・ 効果的な協働取組を行うため、各主体の間で、協働取組の進め方や実現される目標をしっかりと共有する。

(2) 環境教育の実践例

Step1 地域の自然に目を向け、環境について考えましょう

- 普段は何気なく通り過ぎてしまう町並みや公園、水辺、緑等に目を向け、五感を使って地域の自然を感じ、地域の環境について考える。
- 地域の高齢者や歴史家の話を聞いたり、郷土資料館などを見学し、地域で人々が自然をどう活用し共生してきたかを学ぶ。
- 身近な公共施設などに導入されている太陽光発電設備や水力発電設備等を活用して再生可能エネルギーについて学ぶ。

地域住民として、県民が周辺の自然に目を向け、環境について学ぶことが、地域における環境教育の第一歩となります。

Step2 地域で連携して環境活動に取り組みましょう

- 自治会で行われている有価物の分別・回収作業などの活動やリサイクルステーションの利用などに多くの地域住民が積極的に参加するとともに、子どもたちも参加する機会を設け、幅広い世代での活動を通してごみの削減やリサイクルに対する認識を深める。
- 地域ぐるみで行う清掃活動、河川をきれいにしホタルを守る活動や桜並木づくり、道路沿いに花を植える活動、地域のイベントでリサイクルのためのバザーやフリーマーケットなどを行う。
- 地域の自治会や活動団体などにより、環境に関する学習会や、意見交換会などを開催する。
- 市町村や自治会などにより、環境に関する広報活動などを積極的に行い、啓発に努める。
- 地域でこどもエコクラブに登録し、環境活動に取り組む。
- 個人や団体の活動などについてインターネットなどを通じて情報を発信、交換しネットワークづくりを図る。

地域で開催する学習会に、地域の高齢者や地元の企業の専門家を講師として招くなど、各主体の協力のもとに環境教育が行われることも大切です。

県では、民間団体などが主催する環境保全に関する研修会などへ「やまなしエコティーチャー」を派遣しており、その積極的な活用を呼びかけています。また、「環境ライブラリー」として環境教育に役立つパネルやビデオなどの貸出を行っています。

県や市町村の公共施設などに太陽光発電設備や水力発電などの再生可能エネルギー設備が導入される例が増えてきました。こうした施設は発電量やCO₂削減量などの表示設備を備えているものも多く、子どもや地域住民の環境教育に活用することもできます。

【利用できる施設や事業等】

こどもエコクラブ（再掲 23 ページ参照）

やまなしエコティーチャーの派遣（再掲 20 ページ参照）

環境ライブラリー（再掲 21 ページ参照）

環境NGO総覧（データベース）

（独法）環境再生保全機構では、民間・非営利の団体で、日本国内において環境保全活動を実施している団体について、最新の所在、活動概要などの情報を収集し、環境保全活動への参加の促進や、環境NGO・NPO相互の情報交流に役立てることを目的としたオンラインデータベースを提供しています。

やまなし土木施設環境ボランティア

自治会、老人クラブ、商店街などの団体や企業の従業員、学校の教職員や児童生徒などが、ボランティア活動を通じて、県道や河川、公園施設の清掃、除草、草花の植栽などの美化活動を行う制度です。

環境パートナーシップやまなし

環境保全活動を行う個人、団体、企業のネットワークづくりを行い、パートナーシップ（協働）のもと、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的として設立されました。随時、会員の募集を行っています。

やまなしクリーンキャンペーン

県では、年6回、子どもから高齢者まで全ての県民が参加し環境美化に取り組む一斉活動と呼びかけています。毎年度5月から3月まで奇数月の30日に実施しています。

ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン

毎年6月5日の環境の日を中心に、県では市町村や関係団体などと連携して、ごみ減量・リサイクルの推進及びエコライフ県民運動への参加を呼びかけるキャンペーンを実施しています。

やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム

（公財）やまなし環境財団と環境パートナーシップやまなしでは、県内で環境保全活動を行っている個人・団体・企業などの情報交換とネットワークづくりを図るため、毎年「やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム」を開催しています。

第4章 環境教育を推進するための県の施策

県では、県民や民間団体、事業者などによる自主的な実践活動を支援するため、人材の育成・活用、情報の提供、学習機会の提供など、環境教育を推進する様々な施策を実施し、持続可能な社会の実現を目指していきます。

1 人材の育成・活用

環境教育の取り組みを、県民、民間団体、事業者、行政といった様々な主体に広く普及していくためには、環境問題や環境保全活動などについての十分な知識と指導を行う能力を持った人材の育成が必要です。また、すでに地域や事業所などには環境教育を実践している優れた人材が存在しており、このような人材を積極的に活用することも望まれます。

県では、環境に関する知識や経験のある人材を「やまなしエコティーチャー」として、民間団体などが主催する環境保全に関する研修会などへ派遣する「環境学習指導者派遣事業」をはじめ、「山梨環境科学カレッジ・カレッジ大学院」、「緑サポーター養成研修」などの事業を実施し、環境教育を担う人材の育成や活用を進めていきます。

また、学校における指導者の育成も重要であり、教員自らが環境問題に関心を持ち、知識の習得ができるよう、総合教育センターなどにおいて研修を実施していますが、今後、内容を充実させ、より多くの教員が質の高い研修を受けることができるよう努めます。

2 情報の提供

環境教育の取り組みを促進していく上で、県民が主体的に学習し、又は指導者が教材を作成する際に、環境に関する正確な情報を必要なときに必要な形で入手できるように、情報提供の体制を充実させていくことが求められます。

県では、ホームページを活用して、環境について学ぶために役立つリンク集「環境情報館」の掲載や、教育委員会のホームページ「小・中学生のためのやまなしの環境教育」による県内の小中学校の環境への取り組みの紹介など、環境教育に関する情報を提供します。また、「やまなしまなびネット」などで講座や講演会などの情報を提供するなど、広く県民に情報発信を行っていきます。

さらに、「環境ライブラリー」において環境に関するパネルやビデオなどの貸出を行い、環境教育に関する情報や啓発活動に役立つ教材の提供に努めます。

3 環境学習の機会の提供

県では、学校や家庭、地域に向けて、環境活動推進のためのフォーラムや講演会を開催し、環境科学研究所や森林総合研究所、八ヶ岳自然ふれあいセンター、富士山ボランティアセンター、緑化センターなどにより環境学習講座や体験教室を実施します。

そのほかにも、緑化に関するポスターコンクールの実施、流域下水道施設の見学、「環境フォーラム in やまなし」や、やまなし「山の日」啓発イベントの開催、身近な河川の水生生物の調査、星空の観

察会、富士山五合目などで行う自然解説の実施など、様々な環境学習の機会を積極的に提供していきます。

また、自然観察会やエコツアーリズムなどの自然体験、ものづくりやサービス提供などの現場での社会体験の場として環境教育に活用される土地や建物を自然体験活動などの体験の機会として認定します。

4 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進

環境教育の推進においては、社会の情勢に応じた取り組みを行っていくことが重要です。

現在、地球温暖化が、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題となっており、本県でも温暖化の進行により農業をはじめ、様々な面で影響が懸念されています。地球温暖化は、地球規模の問題としてだけでなく、より身近な問題としてとらえるべきものでもあることから、県民や事業者などの温暖化防止に対する意識を高め、自主的な取り組みを促進していくことを目指し、平成20（2008）年12月、山梨県地球温暖化対策条例を制定しました。

この条例の中で、「県は、学校、地域、家庭などと連携し、幅広い世代を対象に、学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる機会を通じて、地球温暖化の防止に関する教育及び学習を促進する」（第21条）と定めました。

県では、身近でできる7つのエコ活動を行うことにより、環境にやさしい社会を実現していく「やまなしエコライフ県民運動」を展開しており、その中でエコドライブ運動や環境家計簿運動など地球温暖化防止に資する活動を積極的に推進しているほか、ホームページや広報誌などによる各種の情報提供を行っています。

また、山梨県地球温暖化防止活動推進センターが開催するイベントや研修会などを通じ、家庭や地域において地球温暖化対策に取り組む県民や民間団体などの環境教育を支援していきます。

このほか、市町村ごとに、地域における地球温暖化問題に関する学習会や実践活動へのアドバイスなどの協力を行う地球温暖化防止活動推進員を設置するとともに、環境パネルやビデオ教材の貸出など、活動の支援を行います。

さらに、平成21（2009）年3月に策定した、子どもたちがそれぞれの発達段階において、自然エネルギーなどについて体験的に学べる「やまなし環境学習プログラム」について、様々な機会をとらえて周知を図り、活用を促していきます。

また、地球温暖化対策として、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の防止など、植物の緑の果たす役割の重要性が再認識されています。

こうした中で、緑とふれあい、緑の大切さを効果的に学び、守り育てる心を醸成していくために、緑のカーテンや屋上緑化などを行う市町村や保育所、学校などの取り組みを支援する「やまなし緑育」を推進します。

このほか、「エネルギーの地産地消」を実現するためにはクリーンエネルギーの導入促進と併せて、持続可能な省エネルギー対策を推進する必要があることから、県民や事業者を対象とした参加型の「やまなし省エネ県民運動」を実施していきます。

5 本県の特色をいかした環境教育の推進

本県は、富士山をはじめ南アルプス、八ヶ岳、秩父山塊などの山々に囲まれており、この豊かな自然環境をいかした環境教育にも力を注いでいきます。

森林環境教育については、小中学校における総合的な学習の時間の創設などにより学校林活動などの取り組みが活発に行われるようになりました。また、それらの支援のため、県、県教育委員会、(公財)山梨県緑化推進機構の三者により作成した社会科の副読本「くらしと森林」を小学校5年生に配付しています。今後は(公財)山梨県緑化推進機構とともに、幅広い年齢層を対象として地域や団体、企業などに対しても森林での体験活動や自然学習を行う機会を提供していきます。

また、指導者の案内のもと、実際に動植物その他の自然とふれあい、その仕組みを理解するエコツアーリズムについても、さらなる推進を図ります。

さらに、本県の人工林は、その多くが木材として利用可能な時期を迎えつつあり、今後、再生可能な資源として積極的に活用することが求められていることから、木材の良さや利用することの意義を学ぶ「木育」を推進するために、学校の内装の木質化や県産材の机・椅子の購入など県産材を活用した取り組みを支援するとともに、木工教室や積み木など木に触れる機会を提供していきます。

一方で、本県は全国トップレベルの日照時間を誇り、また、水資源が豊富なこと、バイオマス資源に恵まれていることなどから、これらをいかした太陽光発電、小水力発電、バイオマスの利活用といったクリーンエネルギーに関する環境教育の推進を図っていきます。

「山梨県営発電総合制御所 クリーンエネルギーセンター」や米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」において、太陽光発電などのクリーンエネルギーなどに関する展示を行うなど、環境とエネルギーについて幅広く体験的に学ぶことができる場を提供しており、今後こうした施設がより多くの県民などに利用されるようPRしていきます。

このほか県では、グリーンニューディール計画に基づき太陽光発電設備を県有施設に率先して導入しており、こうした施設も活用して太陽光発電の普及啓発を推進していきます。

また、本県は平成24年1月に「富士の国やまなし次世代エネルギーパーク」として国から認定を受けており、本県の豊富なクリーンエネルギー資源と活用技術を県内外にPRするとともに、クリーンエネルギーへの理解を図るため、クリーンエネルギー施設と周遊ルートを広報していきます。



米倉山太陽光発電所

6 協働取組の推進

県では、県民、民間団体、事業者などと共通の目的の下に役割を分担して環境に配慮したライフスタイルが県全体に広がるよう協働取組を進めています。

平成8（1996）年度からは、「やまなしクリーンキャンペーン」として、子どもから高齢者まで全ての県民や民間団体、事業者などが参加して環境美化に取り組む一斉活動呼びかけしており、今後もより多くの県民、団体、企業などの参加を促していきます。

また、環境パートナーシップやまなしの一員として、他の団体や企業などとともに「エコライフお絵かきコンテスト」などの環境教育事業や、環境保全活動を行っている個人や団体・企業などのネットワークづくりを目的としたフォーラムを開催していきます。

さらに平成19（2007）年に、事業者、民間団体などとともに「ノーレジ袋推進連絡協議会」を立ち上げ、レジ袋の無料配布中止の普及とマイバック持参の啓発を行うキャンペーンを実施しています。

こうした取組みを通じて、ファシリテーターやコーディネーターなど連携のための人材育成にも寄与していきます。



山梨の美しい景観（桃の花と南アルプス）

第5章 環境教育の推進に向けた各主体との連携、協働と行動計画の見直し

1 各主体との連携、協力

(1) 県と県民、民間団体、事業者等との連携、協働

県民、民間団体、事業者等の自主的な取り組みが、環境教育等の推進においては大きな役割を果たします。そのため、環境教育等に関する施策の実施にあたっては、パブリックコメント、フォーラム、意見交換会等により環境保全に取り組む県民などの意見を聴く機会を設け、様々な主体との間で経験や考え方を共有するための対話を一層進め、県民、民間団体、事業者等との連携に留意します。

また、県民、民間団体、事業者等との協働取組にあたっては、各主体の自主性を尊重し、適切な役割分担を図ります。その上で、連携の在り方の評価、改善を行うことにより、協働取組のよりよい方法について検討を進めます。

(2) 市町村との連携、協力

市町村と積極的な情報交換を行うなど、連携をさらに強化していきます。また、情報の提供その他の支援を通じて、市町村が実施する施策への協力に努めます。

2 行動計画の見直し

環境教育においては、長期的な視点に立って人材を育成する必要がある一方で、環境問題の変化や最新の知見などを踏まえ、常に内容を進化させていく必要があります。

このため、本行動計画についても、必要に応じて見直しを行います。

資料

1 県が実施している主な環境教育関連事業（平成24年度）

（1）人材の育成・活用

事業名	窓口	事業概要	事業対象
環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）派遣事業	環境創造課	身近な環境や地球環境に対する環境保全意識の高揚を図ることを目的として、環境に関する専門的な知識・豊富な経験・意欲のある人材を環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）として登録し、民間団体などが開催する環境保全に関する研修会などに講師として派遣する。	小・中学生 高校生 一般
緑サポーター養成研修	みどり自然課	緑化に関心の高い県民を対象に、地域内の緑化の推進や、樹木医の指導の下で緑の保全に関する相談、指導などの補助的な活動を行う者を養成する。身近な緑化に必要な植栽木の選定方法、樹木の総合診断、樹木の保護対策など研修を行う。研修修了者には、修了証書が授与されるとともに、（財）日本緑化センターに登録することにより「緑サポーター」の称号が与えられる。	一般
山梨環境科学カレッジ	環境科学研究所	地域の環境活動を推進する人材を養成することを目的として開講。研究所が開催する必須講座3、選択講座2以上受講してレポートを提出することで修了認定するとともに、修了者にはカレッジ大学院の受講資格を与える。	一般
山梨環境科学カレッジ大学院	環境科学研究所	インタープリテーションを行うことができる人材の育成をめざすと同時に、環境問題をより深く学習して指導者としての力量を高めることを目的として実施。カレッジ修了者に受講資格が与えられ、10講座受講してレポートを提出することで修了となる。	カレッジ修了者

(2) 情報の提供

事業名	窓口	事業概要	事業対象
やまなしまなびネット ワークシステム運営	生涯学習文化課	県民の生涯にわたる自主的・主体的な学習活動を支援することを目的として、インターネットを通じて学習機会や人材等の生涯学習に関する情報を提供する。 URL http://www.manabi.pref.yamanashi.jp/	一般
環境情報館（環境教育・環境学習リンク集）の掲載	環境創造課	山梨県のホームページに環境教育・環境学習に関するリンク集を掲載。地球環境問題、水・大気に関する環境、ゴミの問題、エネルギー問題、森林環境、自然保護、山梨の環境などのジャンルを設け、環境教育・環境学習に役立つ主なサイトを紹介。 URL http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sozo/01123699252.html	子ども～一般
環境ライブラリー事業	環境創造課	県民が環境問題に関心を持ち、実践活動に参加し、環境に配慮した生活スタイルへの転換が進むよう、広く環境に関する情報を発信することを目的に実施。地球温暖化やオゾン層の破壊、環境保全活動、自然環境、ごみ、リサイクルなど環境に関するパネルやビデオ、DVD等の貸出を行う。 URL http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sozo/24437682847.html	子ども～一般
「小・中学生のためのやまなしの環境教育」の掲載	義務教育課	ホームページ「小・中学生のためのやまなしの環境教育」により、環境教育の進め方についての資料や、県内の小中学校の環境活動の取り組みの様子、エネルギー教育、環境教育関連事業などについて紹介する。 URL http://www.ypec.ed.jp/gimukyo/kankyo/index2.htm	教員 小・中学生 一般

(3) 環境学習の機会の提供

事業名	窓口	事業概要	事業対象
生涯学習推進センター運営	生涯学習文化課	出前講座として実施する「富士山の魅力に迫る」、山梨の文化や自然を通じて郷土愛を育むことを目的とした「やまなし再発見講座」及び現代における諸課題をテーマとした「現代的課題講座」を開催する。	一般
やまなし「山の日」啓発イベントの開催	森林環境総務課	山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とするため、8月8日をやまなし「山の日」とし、森林づくりや環境保全活動を通じて、豊かな山や森林の恩恵を享受できる自然との共生社会の実現を目指す。	子ども～一般 市町村
「環境フォーラムinやまなし」の開催	環境創造課	やまなし環境月間（5月30日～6月30日）の主要行事として「環境の日」（6月5日）近辺に開催。「環境保全功績者表彰」や「記念講演」を行い、県民の環境保全に関する意識の高揚を図る。	一般
体験の機会の場の認定	環境創造課	体験的な学習の普及を図るため、自然観察会やエコツーリズム等の自然体験、ものづくりやサービス提供等の現場での社会体験の場として環境教育に活用される土地や建物を自然体験活動等の体験の機会の場として認定する。	一般
ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテスト	環境創造課	ごみの散乱防止及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めるため、その啓発活動の一環として、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒を対象にポスター・標語を募集し、優秀な作品を関東甲信越静環境活動推進連絡協議会が実施するコンテストに出品する。	小・中学生 高校生
水生生物調査	大気水質保全課	小・中学生や高校生、地域の団体などが、底生水生生物を指標とした河川の水質調査を行う。調査を通し、身近な水辺へのふれあいを深め、水質浄化に対する意識の高揚を図る。	小・中学生 高校生 一般
全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）	大気水質保全課	毎年継続して夏期・冬期の2回、星空継続観察を行い、その結果を「星空観察ノート」に記入し報告する。星空観察という身近な方法により、大気環境の実態を調査することで、大気環境保全に対するの関心を高める。	小・中学生 高校生 一般

事業名	窓口	事業概要	事業対象
廃棄物適正処理啓発委託事業	環境整備課	一般県民への廃棄物処理に対する意識啓発と、事業者への産業廃棄物の適正処理の啓発を図るため、(社)山梨県産業廃棄物協会へ委託し、「県民の日」のイベントへの出展や事業者を対象とした研修会を開催している。	一般、事業者
緑化・育樹ポスターコンクール	みどり自然課	小・中学生を対象に、緑化（植樹や樹木の保護・保育など）に関するポスターを募集し、次代を担う児童・生徒の緑化意識の高揚を図る。	小・中学生
緑の教室	みどり自然課	庭づくり、庭木の植栽・手入れ方法、生垣の作り方、庭木の病虫害予防、盆栽教室等の教室を行っている。緑化に関する知識の普及を図ることにより、県民の身近な緑化活動を支援する。	一般
緑の少年隊育成事業	みどり自然課	小・中学生森林体験研修、緑の活動発表会の開催、各緑の少年隊の活動支援を行い、次代を担う少年少女たちが、緑とのふれあいを通して、緑を愛し、緑を守り、緑を育てる心を養う。	小・中学生
森林災害予防啓発普及事業	森林整備課	山火事予防ポスター用原画・標語の制作を通じ、中高生が森林への関心や山火事予防活動の重要性を考える機会を創出する。	中・高校生
森と湖に親しむつどい開催	森林整備課・治水課	木工教室やボート乗船などを実施し、森林やダム、河川などの重要性について関心を高め、理解を深める機会を提供する。	一般
環境科学研究所イベント事業	環境科学研究所	山梨の自然写真などの展示会や環境作品上映会を実施して、自然の素晴らしさや地域環境の保全の大切さなどを伝える。	一般
環境科学研究所来所学習	環境科学研究所	環境に関する基本的な学習をとおして環境に対する興味や関心を喚起する環境教室や、森の中を散策しながら、森の役割や動植物について理解を深めるガイドウォークを行う。	子ども～一般
環境体験講座	環境科学研究所	「子ども森を楽しむ会」「森の染め物教室」「おしゃれな花炭づくり」「木の香りキャンドルづくり」「おいしい水の秘密」「きのこ植菌に挑戦」の6講座を開設。体験活動と研究員の講義を聴いて学習する。	小学生～一般

事業名	窓口	事業概要	事業対象
地域環境観察	環境科学研究所	自然観察会をとおして地域環境、身のまわりの自然に対する興味関心を高める。「春の自然と山野草観察会」「野鳥観察会」「富士山五合目植物観察会」「富士山溶岩流観察会」「秋の自然ときのご観察会」「富士北麓自然観察会」を実施し、現地で研究員などが解説を行う。	小学生～一般
身近な環境調査	環境科学研究所	サクラ（ソメイヨシノ）の開花時期の観察をとおして、身近な環境に目を向けるとともに、県内各地の開花に関して情報交換を行い、環境学習の資料とする。県内小中学校に依頼して、学校周辺のサクラの開花時期を報告してもらう。集計結果を全校及び教育委員会に還元し、環境学習の資料として活用してもらう。	小学生～一般
環境科学講座	環境科学研究所	環境に関する最新の研究成果について、研究員とゲスト研究員から説明してもらい、シンポジウム形式で参加者との質疑応答をとおして理解を深める。	高校生～一般
富士山ボランティアセンター運営事業	観光資源課	富士山ボランティアセンター職員や「富士山レンジャー」を講師として、環境学習会や出張講座、体験型学習を実施する。	小学生～一般
内水面利用啓発事業費補助金	花き農水産課	山中湖での地引き網漁体験や県立富士湧水の里水族館の見学などを行う山梨県漁業協同組合連合会の事業「山梨の水産親子体験ツアー」に対する補助。	小学生及び保護者
富士山五合目周辺公園利用案内	道路整備課	富士山五合目周辺公園において、自然解説員などにより4月～11月の間、利用案内・指導、自然解説を行う。公園を訪れる人に、富士山の自然に身近に接してもらい、自然への正しい理解と環境保全の重要性を理解してもらう。富士山五合目周辺公園利用者協議会に業務を委託。	子ども～一般

事業名	窓口	事業概要	事業対象
下水道ポスターコンクール	下水道課	下水道の普及及び啓発を目的に、県内の小学4～6年生を対象とした下水道ポスターコンクールを実施する。子どもたちの豊かな感性によって描かれた作品を、作品集やポケットティッシュの図案に製本、利用し、関係団体などに配布している。	小学4～6年生
流域下水道建設事業 流域下水道維持管理事業	下水道課	下水道の理解と関心を一層深めてもらうため、9月の下水道の日に合わせ、キャンペーンやイベントを実施。下水道まつりや街頭キャンペーンを実施。	子ども～一般
流域下水道維持管理事業 (施設見学、出前教室)	下水道課	下水道の普及促進を図るため、周辺の小学生や自治会等の地域住民に対し、処理場の施設見学を実施。施設見学ができない小学校などに対して、下水道公社（浄化センター）職員が学校へ出向き、下水道の仕組みや役割等について、サンプルを提示しながら説明し、下水道に対する正しい理解と更なる普及啓発を行う。	小学生～一般

(4) 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進

事業名	窓口	事業概要	事業対象
エコライフ県民運動推進事業	環境創造課	県民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を図り、エコライフを実践していくことを目指し、身近で取り組みやすい7つのエコ活動を推進する。	一般
やまなし環境学習プログラム	環境創造課	地球温暖化対策や循環型社会づくりを推進していくために策定したやまなし環境学習プログラムの普及を図る。	一般
環境家計簿の配布	環境創造課	県民がライフスタイルを見直す契機とするため、家庭で消費するエネルギー量から二酸化炭素の排出量を把握する環境家計簿を配布し、二酸化炭素の排出削減を目指す。	一般
地球温暖化防止活動推進員の設置	環境創造課	地域における温室効果ガスの排出削減に向けた実践活動や学習会に協力する地球温暖化防止活動推進員を県内全市町村に設置し、地球温暖化対策の普及啓発に取り組む。	一般
やまなし緑育推進事業	みどり自然課	ビオトープや自然観察園等、緑や自然とのふれあいスペース整備への補助を行う緑育環境整備事業と、どんぐりを拾ってきた小学生以下の児童などに会員証や会報を発行し、集めたどんぐりの数に応じた苗木を贈呈するどんぐりクラブ事業を行い、緑に親しみ、緑を慈しむ心を醸成する。	緑育環境整備事業：小中学校 どんぐりクラブ：小学生以下

(5) 本県の特徴をいかした環境教育の推進

(ア) 豊かな自然環境をいかした森林環境教育の推進

事業名	窓口	事業概要	事業対象
学校林を活用した森林環境教育の推進	みどり自然課	小・中学校が行う学校林活動の指導・協力を行い、(公財)山梨県緑化推進機構が実施する学校林の環境整備・保全活動推進を支援する。	小・中学生
森林体験活動支援費補助金	みどり自然課	森林体験活動を行う教育機関などに対し、活動実施にかかる費用の一部を補助し、県内における子どもたちの活動を活性化する。	幼稚園等～高校
八ヶ岳環境と文化のむら運営	みどり自然課	恵み豊かな自然の中で、自然環境に関する情報と学習の機会を提供する。(公財)キープ協会に委託し、自然をテーマにした展示、映像による紹介や自然体験プログラム(自然観察会等)を行っている。	子ども～一般
「森林文化の森」における活動支援	県有林課	森林体験プログラム活動を行う団体を「森の学校」として認定し、活動フィールドとして「森林文化の森」を提供するとともに、情報提供および活動の広報援助等の支援を行う。	一般
森の教室	森林総合研究所	森林・林業に関する理解を深めるために、森の科学講座、里山観察会、木工教室、クラフト教室などの体験型行事を開催する。	子ども～一般
山の幸教室	シミック八ヶ岳薬用植物園	森林の産物である薬用植物、山菜、きのこなどの特用林産物について理解を深める体験型行事を開催する。	子ども～一般

(イ) 長い日照時間や豊富な水資源をいかしたクリーンエネルギーに関する環境教育の推進

事業名	窓口	事業概要	事業対象
クリーンエネルギー啓発事業	企業局電気課	クリーンエネルギー学習講座「ゴロンキーズ」やクリーンエネルギー工作教室、クリーンエネルギーフェスティバルなどのイベントを開催し、環境やエネルギー資源を大切にする意識の醸成を図る。	小学生～一般
エネルギー教育推進事業	義務教育課	環境・エネルギー教育に関するホームページを通して、情報の共有や交換等を行う。10, 11月を強化月間とし、環境教育などの充実を図る。エネルギー教育関連の備品の貸出を行うほか、リーフレットを作成し、各小・中学校に配布する。	小・中学生
エネルギー教育推進事業	高校教育課	原子力・エネルギーに関する内容をより深め、生徒の原子力・エネルギーについての意識を一層高めるとともに、教科に対する学習意欲も喚起することを目的とし、教材購入や施設見学等に係る経費を交付している。	高校生、教員

(6) 協働取組の推進

事業名	窓口	事業概要	事業対象
やまなしクリーンキャンペーン	環境創造課	年6回の活動日を設け、全県民を対象に全県一斉クリーンキャンペーンを展開する。	子ども～一般
環境パートナーシップやまなしの活動の推進	環境創造課	団体や企業等とともに「エコライフお絵かきコンテスト」などの環境教育事業や、環境保全活動を行っている個人や団体・企業等のネットワークづくりを目的としたフォーラムを開催する。	一般
レジ袋削減の推進	環境創造課	事業者、民間団体等とともに「ノーレジ袋推進連絡協議会」を立ち上げ、レジ袋の無料配布中止とマイバッグ持参の普及啓発を行うキャンペーンを実施する。	一般

(7) その他

事業名	窓口	事業概要	事業対象
環境保全活動支援事業費補助金	環境創造課	市町村、一部事務組合及び環境団体等が実施する環境の保全と創造に関する事業に要する経費に対し補助を行う。	市町村 一部事務組合 環境団体等
不法投棄防止対策事業 (富士山クリーンアップ事業費補助金)	環境整備課	富士山麓の不法投棄物を一掃するため、産業廃棄物の撤去活動を実施するNPO等に対して、撤去した廃棄物の処理に要する費用を補助する。	NPO等の民間法人
「富士山の日」啓発事業	観光資源課	富士山の環境保全を図るため、富士山の環境保全と適正利用を促進し後世に継承することを理念とする「富士山憲章」及び「富士山の日」の普及啓発を実施する。	一般
青少年長期自然体験活動事業 (フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」)	社会教育課	大自然の中で非日常的で原始的な野外活動を長期間実施することにより、心の豊かさやたくましさなどを育む。また、地球環境の大切さや人と自然との共存方法について考え、人と人との繋がりを考える機会とする。	中学生

2 県の主な環境教育関連施設

施設名	施設の概要	所在地 電話番号 (下段：URL)
山梨県環境科学研究所	環境教育等の拠点として、県内外の団体を対象に「環境教室」を開催。また、環境体験講座や環境科学講座、上映会等も開催している。	〒403-0005 富士吉田市上吉田字剣丸尾 5597-1 0555-72-6211 http://www.yies.pref.yamanashi.jp/
山梨県森林総合研究所	森林、林業の現状の説明や、間伐などの体験実習を実施したり、最新の林業の情勢や研究成果などの講演会を開催。展示室、工作室、図書コーナー、木のおもちゃ室もあり、楽しく遊びながら勉強ができる。また、自然観察会や木工教室など各種イベントを開催している。	〒400-0502 南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1 0556-22-8001 http://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/
シミックハヶ岳薬用植物園	山梨県森林総合研究所附属施設として、薬用植物、ハーブ、きのこなどの試験研究、展示・普及を行っている。体験プログラムとして「山の幸教室」を実施している。	〒408-0041 北杜市小淵沢町上笹尾 3332-3 0551-36-4200 http://www.geocities.jp/yatsugatake_garden/
米倉山太陽光発電所 「ゆめソーラー館やまなし」	太陽光発電の仕組みや二酸化炭素排出削減効果の説明など、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーなどに関する展示を行っている。また、米倉山太陽光発電所構内には太陽光パネルを見学できる遊歩道を整備している。	〒400-1507 甲府市下向山町 3443-1 055-269-6685 https://www.pref.yamanashi.jp/kg-denki/komekurayama_prshisetsu.html
発電総合制御所 クリーンエネルギーセンター	水力発電、太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギーに関する資料や、発電の仕組みを学ぶことができる装置、模型が展示されている。クリーンエネルギーフェスティバルなどのイベントも開催している。	〒400-0111 甲斐市竜王新町 2277-3 055-278-1211 http://www.pref.yamanashi.jp/hatsuden/index_2.html

施設名	施設の概要	所在地 電話番号 (下段：URL)
山梨県立博物館	山梨の豊かな自然環境に培われた歴史や文化に関する展示や、解説、講演会などを行っている。ワークシートを用意し、学校での見学も支援している。	〒406-0801 笛吹市御坂町成田 1501-1 055-261-2631 http://www.museum.pref.yamanashi.jp/
山梨県立愛宕山こどもの国 山梨県立愛宕山少年自然の家	子どもたちに豊かな情操や社会性を身に付けさせることを目的として、自由広場、芝生広場、自然遊歩道、キャンプ場などを備えた「こどもの国」、宿泊施設や工作室などを備えた「少年自然の家」があり、美しい自然環境の中で様々な活動ができる場所を提供している。	〒400-0023 甲府市愛宕町 358-1 055-253-5933 http://business4.plala.or.jp/atagoing/
山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター	八ヶ岳中信高原国定公園の入口に位置している。レンジャー（自然解説指導員）が自然体験や自然解説などを支援している。	〒407-0301 北杜市高根町清里 3545 0551-48-2900 http://www.keep.or.jp/ja/fureai/
山梨県緑化センター	小庭園見本、樹木見本、駐車場緑化見本など各種緑化見本コーナーが整備されており、また、緑化相談や緑の教室、研修会など環境緑化と緑の環境教育の中心的施設として各種事業を展開している。	〒400-0115 甲斐市篠原 7-1 055-276-2020 http://www.y-ryokuka.ecnet.jp/
山梨県森林公園金川の森	金川沿いに広がる森林公園で、どんぐりの森、スポーツの森、さくらの森、かぶとむしの森、こもればの森、ふれあいの森といったそれぞれの森林の特徴にあわせた6つのエリアに分かれている。サイクリングやターゲットバードゴルフといったスポーツや森林浴、動植物の観察など多彩な活動ができる。	〒405-0074 笛吹市一宮町国分 1162-1 0553-47-2805 http://www.morimori-yamanashi.jp/

施設名	施設の概要	所在地 電話番号 (下段:URL)
山梨県立県民の森保健休養施設	櫛形山山頂付近に自生するアヤメの群落をはじめ、豊かな動植物に囲まれて、森林科学館、グリーンロッジ、ウッドビレッジ伊奈ヶ湖、レストハウス伊奈ヶ湖といった施設がある。森林科学館では森林に関する展示や年間20回を越す多彩なイベントを開催。	〒400-0317 南アルプス市上市之瀬 1760 (県民の森 森林科学館) 055-283-5718 http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_003.html
山梨県立武田の杜保健休養林	22kmに及ぶ遊歩道が整備され、静かな森林の中での森林浴が楽しめる。千代田湖の西方に「健康の森」があり、森林学習展示館、自由広場、野鳥観察小屋、キャンプ場といった施設がある。また、鳥獣愛護の普及と啓発を図ることを目的とした「鳥獣センター」がある。	〒400-0071 甲府市羽黒町 1748 (武田の杜 管理事務所) 055-251-8551 http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_003.html 〒400-0004 甲府市和田町字村ノ内 3004-1 (鳥獣センター) 055-252-9161
山梨県立富士ビジターセンター	富士山及び富士北麓地域を訪れる方々の活動の拠点となっており、自然への理解と自然への親しみを通して、自然の貴さや自然保護の大切さを学ぶことができる。また、観光地の適正な利用方法の普及並びに来訪者の利便を図るため、山梨県全体の観光情報を提供している。	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1 0555-72-0259 http://www.yamanashi-kankou.jp/visitor/
山梨県立富士湧水の里水族館	県内の川や湖に棲む魚の展示や解説を行い、魚の種類や生態、その魚が生息する自然環境などについて学ぶことができる。魚や水生生物に関するイベントも開催している。	〒401-0511 南都留郡忍野村忍草 3098-1 0555-20-5135 http://www.morinonakano-suizokukan.com/

施設名	施設の概要	所在地 電話番号 (下段：URL)
山梨県立八ヶ岳少年自然の家	子どもたちに豊かな自然に親しむ活動を通して自然と調和した生活を考えさせたり、奉仕の精神や社会性を培うことを目的とした施設で、宿泊施設や研修室、プラネタリウム、屋外自然体験施設などを備えている。	〒407-0301 北杜市高根町清里 3545 0551-48-2306 http://www12.plala.or.jp/yatsugatake/
山梨県立なかとみ青少年自然の里	生涯学習推進の拠点として、たくましく心豊かな青少年を育成することを目的とした施設。宿泊施設やキャンプ場、野外炊事場、工房などを備えている。	〒409-3313 南巨摩郡身延町平須 306 0556-42-3181 http://www14.plala.or.jp/n-sato/
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里	自然や人、地域のふれあいの中で、ふるさとを愛するたくましく心豊かな青少年を育成することを目的とした施設。宿泊施設やキャンプ場、野外炊事場、親水エリアなどを備えている。	〒409-0111 上野原市桐原 13880 0554-67-2333 http://yamanashikenshizenosato.web.fc2.com/
山梨県立科学館	自然、生命、科学技術、地球、宇宙をテーマとした展示室や、プラネタリウム、実験工作室を備え、科学に関する様々な体験や見学ができる。	〒400-0023 甲府市愛宕町 358-1 055-254-8151 http://www.kagakukan.pref.yamanashi.jp/cms/index.php

※ 施設を環境教育の場として積極的にお役立てください。

3 用語解説

(五十音順)

エコツーリズム

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方をいいます。

単に自然を対象とした観光という意味ではなく、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を来訪者に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。また、これらの取り組みを通じて、住民も自分たちの地域資源の価値を再認識し誇りを持つとともに、その地域の観光のオリジナリティが高まり、観光振興につながり、あわせて雇用機会の創出など、地域社会・地域経済そのものが活性化されていくことも期待されます。

エコドライブ

無用なアイドリング、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどをやめ、燃費の良い運転を心がけるなど、車を運転する上で簡単にできる環境対策です。

自動車は生活に欠かせない便利な乗り物ですが、排気ガスには、二酸化炭素が多く含まれており、地球温暖化の原因の一つとなっています。

国内で排出されている二酸化炭素のうち、約2割が自動車からのものといわれていますが、山梨県内では、その割合が約4割を占め、運輸部門からの二酸化炭素の排出抑制が、重要な課題となっています。

国の関係省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）で構成する「エコドライブ普及連絡会」では、エコドライブのポイントを次の項目にまとめた「エコドライブ10のすすめ」を策定しています。

- ① ふんわりアクセル「eスタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ④ エアコンの使用は適切に
- ⑤ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう

県では、「エコドライブ10のすすめ」の実践を呼びかけるとともに、エコドライブステッカーの配布をはじめ、様々なエコドライブの啓発活動を行っています。

環境基準

環境基本法（1993）の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標です。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

国は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務め

なければならないとされており、これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。

環境の日（6月5日）

1972（昭和47）年にストックホルムで開かれた国連人間環境会議を記念し、その開催日である6月5日は、環境基本法第10条で「環境の日」と定められています。また、国連では、6月5日を「世界環境デー」と定めています。

環境基本法では、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという「環境の日」の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体等において、この趣旨にふさわしい各種の行事などを実施することとしています。

県内では、環境の日を中心に「環境フォーラム in やまなし」をはじめ、様々なイベントが開催されています。

環境パートナーシップやまなし

環境保全のための活動は、個人から各種団体まで規模や活動内容が多様化しており、団体間の連携や情報交換の場づくりが求められています。こうした中で、平成9（1997）年に、県民・事業者・行政のパートナーシップ（協働）のもと、団体間の連携や情報交換の場づくりなどを通じて、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的として「環境パートナーシップやまなし」が設立されました。

環境マネジメント

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS・Environmental Management System）といいます。（環境省ホームページより）

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

グリーン購入が広がれば環境に配慮した製品のマーケットが拡大し、企業に環境負荷の少ない製品開発を促すこととなります。また、環境に積極的な企業を支援することとなります。

国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年

2002（平成14）の第57回国連総会で決議された、持続可能な開発の実現のために必要な教育への取り組みを推進するためのキャンペーン（2005（平成17）～2014（平成26）年）のことです。

「持続可能な開発のための教育」を表す英語（Education for Sustainable Development）の頭文字をとって「国連ESD（イー・エス・ディー）の10年」と呼ばれています。

国では、2006（平成18）年に関係省庁連絡会議（外務省・文部科学省・環境省等）により、

E S Dの国内実施計画が策定されました。この中では、関係府省が連携してE S Dを積極的に進め、あらゆる人々が、質の高い教育を受け、また、持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値観、行動、ライフスタイルを学び、各主体が持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することが示されています。

公益財団法人 やまなし環境財団

県内の篤志家からの寄付をもとに、民間団体の自発的な環境保全への取り組みを支援することを目的として平成9（1997）年に設立されました。民間団体の環境保全活動への助成事業、環境保全に関する優れた取り組みを表彰する事業（若宮賞）、やまなし環境活動ネットワーク集会の開催などの活動を行っています。

社会関係資本（ソーシャルキャピタル）

社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。抽象的な概念で、定義もさまざまですが、ソーシャルキャピタルが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、他人への警戒が少なく、治安・経済・教育・健康・幸福感などに良い影響があり、社会の効率性が高まるとされています。（デジタル大辞泉より）

小水力発電

水力発電の中で、発電出力の規模が、1,000 kW～10,000 kWのものをいいますが、一般的に「小水力発電」といった場合に、厳密に定義されているわけではなく、数十 kW～数千 kW 程度の比較的小規模な発電の総称として用いられています。中小河川や用水路などの小さな高低差を利用することができるため、大型のダム等を開発する必要がなく、今後の水力発電の開発手段として期待されています。

森林環境教育

現代社会では、日常生活の中で森林と関わる機会や林業の作業を体験・学習する機会が少なくなっています。このため、子どもたちを始めとする多くの人々が、植林、間伐、炭焼き、自然観察等の幅広い体験活動等を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ「森林環境教育」の取り組みが進められています。

森林環境税

山梨県の約8割を占め、木材を生産するだけではなく、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、極めて重要な機能（公益的機能）を有する森林を保全するため平成24年4月に導入されました。税込相当額を「森林環境保全基金」に積立て、目的とする施策のための財源として活用します。

3 R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の3つの英語の頭文字「R」をとって「3R」と呼び、ごみの減量に向けた活動のキーワードとなっています。

3R活動とは、3つのR（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組むことで、ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするものです。

国では、3Rに対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R月間）」と定め、広く普及啓発し、本県もこれにあわせて「マイバッグキャンペーン」などの普及啓発活動を行っています。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。（「生物多様性センター」ホームページより）

ネイチャーゲーム

1979年、米国のナチュラリスト、ジョセフ・コーネル氏により発表された自然体験プログラムです。いろいろなゲームを通して、自然の不思議や仕組みを学び、自然と自分が一体であることに気づくことを目的としています。自然に関する特別な知識がなくても、豊かな自然の持つさまざまな表情を楽しむことができます。150種類以上のアクティビティがあります。（社団法人ネイチャーゲーム協会ホームページより）

バイオマス

エネルギー源として活用が可能な植物や木製品廃材、し尿などの有機物のことです。バイオディーゼル燃料を精製したり、発酵させてアルコールやメタンガス、製材副産物を材料とした木質ペレットを燃料として利用することもあります。

バイオマスに含まれる炭素は、植物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素に由来するため、バイオマスを燃料として使用しても全体から見れば大気中の二酸化炭素を増加させていないと考えられます。この性質をカーボンニュートラルと呼んでいます。

ビオトープ

本来は生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉ですが、一般に、校庭や都市内の空き地などに造成された生物の生息・生育環境空間を指します。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、身近な自然が消失していることから、各地でビオトープが導入されています。

導入した学校では、敷地内に池や湿地、草地を整備したり、校外の雑木林を活用してビオトープづくりが行われ、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりを行い、「自然観察園」などの呼び方で環境教育に活用しています。

フェアトレード

日本では途上国で生産された日用品や食料品が、驚くほど安い価格で販売されていることがあります。一方生産国ではその安さを生み出すため、正当な対価が生産者に支払われなかったり、生産性を

上げるために必要以上の農薬が使用され環境が破壊されたりする事態が起こっています。

生産者が美味しくて品質の良いものを作り続けていくためには、生産者の労働環境や生活水準が保証され、また自然環境にもやさしい配慮がなされる持続可能な取引のサイクルを作っていくことが重要です。

フェアトレードとは直訳すると「公平な貿易」。つまり、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易の仕組み」をいいます。(フェアトレード・ジャパンホームページより)

緑のカーテン

主に夏の高温時に、太陽光の遮断と断熱、葉からの蒸散による気化熱を利用して、建築物の温度上昇を抑えることを目的として、アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を窓辺や壁面など建物の外側にカーテン状に生育させる省エネルギーの手法です。エアコンの使用抑制等により二酸化炭素の排出削減も期待でき、地球温暖化対策の一環としても注目され、家庭をはじめ、企業や学校においても取り組みが行われています。

木育（もくいく）

木材は、将来にわたり継続的に再生産が可能な循環型資源です。

現代の暮らしでは、住宅、職場、学校等、普段の生活空間の中で木材を目にする場が減ってきています。このことは、日常生活において木の良さを感じ、木材、さらにはその産地や樹種等に興味を抱く機会を減少させ、森林、林業への関心を低下させる原因ともなっています。

このため、教育関係者や林業・木材産業関係者等が連携し、木育を進めるための指導者養成や活動プログラム、教材等の開発・普及を推進し、市民や児童が木に対する親しみや木の文化への理解を深め、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動を進めることが重要となっています。

やまなし環境月間

県では、環境基本法に定められた「環境の日（6月5日）」を中心として、ごみゼロの日（5月30日）から6月30日までを「やまなし環境月間」として、やまなしクリーンキャンペーン、ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン、環境フォーラム in やまなしなど、環境保全に向けた各種行事を集中的に実施しています。

山梨県地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化防止活動推進センター」は、地球温暖化防止に向けた普及啓発を行うため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき設置が定められた組織です。全国及び各都道府県に一か所を指定することとされており、本県では「特定非営利活動法人フィールド'21」がセンターとして指定を受けています。

地球温暖化対策の推進を図るため、様々な啓発、広報活動や地球温暖化防止活動推進員及び民間団体の支援、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制のための措置についての照会、相談、助言等の活動を行っています。

ライフサイクル評価

製品は、その原料採取から製造、廃棄に至るまでのライフサイクル（原料採取→製造→流通→使用→リサイクル・廃棄）の全ての段階において様々な環境への負荷（資源やエネルギーの消費、環境汚染物質や廃棄物の排出など）を発生させています。ライフサイクル評価(Life Cycle Assessment:LCA)とは、これらの環境への負荷をライフサイクル全体に渡って、科学的、定量的、客観的に評価する手法で、その活用により環境負荷の低減を図ることができます。

また、ライフサイクル評価は、モノである「製品」以外に、「サービス」や、「製造プロセス」「廃棄物処理プロセス」等のシステムも対象となります。（環境省ホームページより）

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店などを通じて回収し、メーカーが洗浄して再び使用する容器をいいます。日本ではこれまで主にビールびん、一升びん、牛乳びん、清涼飲料用びん等のガラスびんで用いられてきました。再使用されないワンウェイ容器に比べて環境負荷が小さくなります。

4 計画の策定体制・経過

本計画を策定するにあたり、県内の環境教育等の関係者で構成した「山梨県環境教育等推進協議会」を設置し検討を行いました。また、県庁内の関係課の相互の連携を密にし、環境教育等に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、「やまなし環境教育等推進行動計画庁内検討会」を設置し、検討を行いました。

(1) 山梨県環境教育等推進協議会

職	氏名	役職等	
会長	島崎 洋一	山梨大学大学院医学工学総合研究部	准教授
委員	赤岡 直人	山梨県公立小中学校長会	会長
委員	今村 繁子	公益財団法人やまなし環境財団	運営委員
委員	岩波 輝明	山梨県教育委員会事務局	教育次長
委員	宇野五千雄	山梨県社会教育委員連絡協議会	会長
委員	大澤 英二	環境パートナーシップやまなし	副会長
委員	小林 春美	環境に関する企業連絡協議会	事務局長
委員	堀内 一義	山梨県環境科学研究所	主幹
委員	増田 直広	日本環境教育学会	理事
委員	守屋 守	山梨県森林環境部	次長

(会長以外は50音順、敬称略)

(2) やまなし環境教育等推進行動計画庁内検討会

県民生活・男女参画課、生涯学習文化課、私学文書課、児童家庭課
 森林環境総務課、大気水質保全課、環境整備課、みどり自然課、県有林課
 観光資源課、電気課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、社会教育課
 環境創造課（事務局）

(3) 策定の経過

- 平成24年11月30日 第1回やまなし環境教育等推進行動計画庁内検討会
- 平成25年 1月 8日 第1回山梨県環境教育等推進協議会
- 平成25年 1月22日 第2回やまなし環境教育等推進行動計画庁内検討会
- 平成25年 1月31日 第2回山梨県環境教育等推進協議会